

令和7年10月2日開催  
調査

## 議会改革調査特別委員会資料

○調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

福島町議会事務局

# 調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

## 1 前回会議の確認

令和7年7月18日に開催した特別委員会では、定例会6月会議において、議会モニター制を加味した議会基本条例諮問会議条例の一部改正を議決し、公募委員の追加募集を実施、6月23日には先進地視察として浦幌町への視察研修を実施、報告書の取り纏めも終えていることから、残りの3検討項目の具体的な内容について議論した。

### ①議員定数、議員歳費、議会改革の見直しについて

議員のなり手募集にもかかわることだが、一次産業繁忙期の議会出席を免除する規定の改正等、議会として受け入れ体制を整備した上で各団体へ内容を提示し説明する必要があるのでとの意見があったが、まずは議員定数を決めることが大事ではないかという意見もあり、再度各議員の考え方を整理するためにアンケート調査を実施し、意見を集約した上で、議員定数、議員歳費、議会改革の3項目について議論することとした。

### ②諮問会議公募委員の募集について

6月19日から募集していた公募委員について、当初締切りとしていた6月30日までに応募が無かったが、平沼・熊野両議員を通じて各1名の応募があり、残り1名の公募については、さらに議員一人一人が声掛けを行い対応することを確認した。

## 2 今後の議論の進め方

前回会議において実施が決定されたアンケートについては、8月1日から8月22日を回答期間として実施し、全議員から回答を得ました。結果については、次頁以降に集約したものをお掲載しております。

今回会議では、このアンケート結果を踏まえ、当委員会として掲げた見直し項目のうち、①議員定数、②議員歳費、④議会改革の見直しについて、具体的な議論を進める必要があります。

### ①議員定数

### ②議員歳費

### ③議員のなり手対策

ア. 研修塾の開催を検討 ※検討の結果、開催しないこととした。

イ. 住民と議会の距離を縮める方策を検討 ※議会モニターとして諮問委員を増員した。

ウ. ハラスメント条例の制定を検討

### ④議会改革の見直し

ア. 常任委員会の在り方について検討

イ. 議会倫理条例の改正を検討

### 3 見直しのスケジュール

見直しに係るスケジュールについては、以下のとおりです。

年月日	内 容
R6.1	議運委員へのアンケート
R6中	特別委員会で見直しの内容を検討
R7.2.3～10	町民と議員との懇談会で検討状況を報告
R7.2.18	四町議会議員協議会研修会（議員のなり手不足対策：栗山町）
R7.6.23	先進地（十勝郡浦幌町）を視察（平野委員長ほか4名）
R7.8.1～22	全議員へのアンケート
R7中	特別委員会で見直しの内容を検討・確定
R8.2	町民と議員との懇談会で見直し内容を報告、意見を聴取
R8.6	6月定例会で関係条例の改正等を上程

## 4. 議会改革に関するアンケート集計結果（回答期間 8/1～8/22）

(対象者：全議員 ※複数回答有)

### ① 議員定数

---

#### (1) 議員定数について

回答者数	選択肢
4名	現状維持（10人）
5名	1人減（9人）
1名	2人減（8人）
0名	1人増（11人）
2名	その他

#### 意見

- ・ 町民人口も年々と減って来ているが、高齢化率は高くなっている。その様な中で民意を行政に届けるためにも現状維持（10人）は必要と考える。

更に、将来的にはどうしても議員の年齢的問題や人口比率から来る定数についても今後協議せざるを得ないと思われるが、次期町議選挙を考えると新人（若者、女性）等が出やすい環境を作り二元代表制の中で行政と対峙出来る議員を育てる必要もある。（現状維持）

#### 【平沼議員】

- ・ 人口減少の推移から、定数を8名として1常任委員会で検討すべきと考えておりましたが、町民懇談会での意見は、多様な意見の反映を期待し、減らすべきではなく、現状維持すべきとの声が多かったと感じており、現状維持か1人減でさらに検討すべきと思います。（現状維持、1人減）【溝部議長】
- ・ 町民の方から減の声が上がっていないと、担い手を探している中で減らすと矛盾が生じる。（現状維持、1人減）【藤山議員】
- ・ 理由はない。（現状維持、1人減）【熊野議員】
- ・ 前回の選挙では、議員1人当たり340人であったが、令和9年改選期は人口減もありますので、1人減9名でよい。（1名減）【佐藤議員】
- ・ 1名減の9名で良し。常任委員会も2委員会の現状で良し。（1人減）【平野副議長】
- ・ 日本は国会議員も地方議員も多すぎる。人口1万人の栗山町の議員定数11人は特殊なのか。私は全く特殊ではないと考えている。  
3、4年後には3,000人を割り込むであろう福島町で2,000人を切るまで8人で維持する

中期的な定数を提案したい。

※ 理由がどうあれ結果的に数の社会だからその数にしたい議員が多数を占めればそれになるだけのこと。（2名減）【木村議員】

- ・ 福島町の人口が減り令和9年の選挙年に人口が 3,000 人以下になると聞いております。町民 500 人に対して議員 1 人が適切と聞いております。また、町民懇談会の時も町民から話が出ておりましたので、私は、議員定数6人、多くても 7人と思います。（その他）【小鹿議員】
- ・ 近隣町では、8人制もある。町民アンケートなども考えられるので、実施の方向を思う。（その他）【杉村議員】

## ② 議員歳費

### (1) 議員歳費について

回答者数	選択肢
5名	現状維持（月額 216,000 円）
0名	減額するべき
4名	増額するべき 具体的な金額 25万以上 1名、 30万 1名
0名	その他

#### 主な意見

- ・ 次期については、歳費については現状維持で進める事が望ましいと考える。  
本質としては、現状の算定費比率を0.2~0.3ポイント上げて検討もする事が望ましいとは考えている。（現状維持）【平沼議員】
- ・ 近隣自治体の中でも福島議会の歳費はトップであり、今回議会研修した浦幌議会での歳費は改定して175,000円である。その辺を見ても現状維持でよい。（現状維持）【佐藤議員】
- ・ 政務活動費（年120,000円）と4年に1度の選挙時ポスター、他は公費で賄えるので歳費については、現状維持で良いと思います。（現状維持）【平野副議長】
- ・ 議員歳費については、諮問会議の議論を経て、議員の活動状況を精査し、特別職の平均額と対比し算定する「福島方式」を条例化し、現在は、町長の報酬に対比する方式に改正されている。人勧、町長の報酬改正に連動して見直す方式となっており、管内平均を上回る状況にあり、改正は時期尚早と思います。（現状維持）【溝部議長】
- ・ 家族等の事を考えて、最低25万円以上は必要と思う。  
(一般家庭最低保証) 25歳平均年収→男性：379万円、女性：339万円  
福島町算定方式があると思うが、その変更も視野に入れて考えてほしい。（増額、25万円以上）【藤山議員】
- ・ 定数を減らす提案なので増額するべきだと考える。北海道の地方議員の平均報酬は全国都道府県でも下位の方です。そんな状況で選挙に落ちるかもしれないリスクを背負って立候補したいと思えるだろうか。  
報酬が13万1千円に下がるのも知らずに恐れ知らずで立候補した私はある種の間抜けだったのかもしれない。就職氷河期という最悪な就職難でもなければ立候補しなくともよかつたはず。
- ・ それから18年が経過し議員の高齢化、賃上げなど一気に取り巻く環境も変わってきた。新しい人材の立候補を2年後、6年後求めるのならば一つのなりて対策の魅力として増額してよい。思いだけではどうにもならないところまでできている。（増額、具体的金額記載なし）  
【木村議員】

- ・ 議員定数にもよりますが、議員の定数が減りますと常任委員会が一つとなり出席する日数が増加すると思います。  
20代、30代の若い方が議員になって結婚しても300,000円の歳費であれば議員を主活動とした生活ができるのではないかでしょうか。（増額、30万）【小鹿議員】
- ・ 増額するにあたり当町は福島町方式として歳費については決めている。  
増額とした場合、あらためて一から金額の検討、条例改正をしなければいけないので金額は記載しない。（増額、具体金額記載なし）【熊野議員】

### ③ 議員のなり手対策

#### (1) ハラスメント防止条例について

回答者数	選択肢
4名	制定する必要はない
3名	制定する必要がある
2名	その他

#### 意見

- ・ 現状としては、必要性を感じていない。将来的には必要性も出て来ると感じるがその様な環境を作らない体制と議員個々のモラルの精度を高める事が必要と感じる。（必要ない）  
【平沼議員】
- ・ 現時点では必要ないと思うが、女性議員が当選した時には必要か。（必要ない）  
【平野副議長】
- ・ 過去にハラスメントが起こった事例がないから。（必要ない）【小鹿議員】
- ・ 昨今の情勢を見ると、制定しても良いと思う。（必要がある）【藤山議員】
- ・ 制定している自治体があれば参考に研究する必要がある。（必要がある）【佐藤議員】
- ・ 女性・若手議員の参画を考慮し、倫理条例に組み込む形で対応すべきと考えます。ハラスメントの範囲が拡大（12種）していく状況にありますが、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）、カスタマーハラスメント（カスハラ）の4項目設定で良いと思います。（その他）【溝部議長】
- ・ ハラスメントは受け手の感じ方。  
ところが議員同士のハラスメントというのは長年同じ社会にいるとハラスメントと思われるヤジなど受けても残念ながら無意味な耐性が身についてくる。  
全国的に議会ハラスメント防止条例が徐々に増えているなかで議員各位がその意識を持たない限り制定してもお飾り条例にならないか。  
会社でもない政治という考え方の違うもの同士のあつまりで日々いがみあったり、仲良くなったりする。それが引き金で些細なことでもハラスメントだとなるときりがない。なにをもってハラスメントとするのかそのうえで政治倫理条例で包括するような防止規定でよいのではないか  
議員が町職員に対してのハラスメントはニュースでよくみかけるが倫理条例に含まれている。（その他）【木村議員】

## ④ 議会改革の見直し（常任委員会の在り方、議会倫理条例の改正等）

### （1）委員会の在り方について

回答者数	選択肢
3名	現状維持
4名	1つにするべき
3名	その他

#### 意見

- ・ 現状は9人で3つの委員会をやってこられた。  
9人以下ならば見直すべきである。（現状維持）【佐藤議員】
- ・ 2常任委員の維持は必要。（現状維持）【平野副議長】
- ・ 当面は現状で。（現状維持）【熊野議員】
- ・ 委員会自身は現状の二つの委員会制に区別しても全議員が出席できる体制を作り、委員会の内容も調査と確認等の委員会の本質と本会議の区別を明確にして協議すべきである。その中でその委員会の責任所在を明確にする意味からも委員長を其々に持ち、副委員長を議会運営委員長にするなど工夫が必要ではないか。（1つにするべき）【平沼議員】
- ・ 定数減が基本的な考え方なので、定数を9以下に削減するなら1委員会と考えている。例えば今9人しかいないのだから、最後の1年は1常任委員会で運営してみてもよい。定数次第。（1つにするべき）【木村議員】
- ・ 議員定数が何人になるのかによるが、議員定数が少なくなれば総務、教育、経済、福祉を1にすれば良いと思います。（1つにするべき）【小鹿議員】
- ・ 前回のアンケートで書いたとおり。（その他）【藤山議員】

※以下、前回アンケートの該当部分抜粋

- 委員会については2つの委員会を維持すべきと思う。3つの案がある。

- ① 9名の場合は現状維持
  - ② 8名の場合、全議員が両委員会に所属し、両委員会の委員長が相互の副委員長を務める
  - ③ 8名の場合、正副議長の負担軽減として正副議長ともに両委員会に所属するのではなく、例えば議長は総務教育、副議長は経済福祉というように分担する
- 案① 9名 総教 委員長+副委員長+議員2名+議長+副議長  
経福 委員長+副委員長+議員1名+議長+副議長

案② 8名 総教 委員長+副委員長+議運委員長+議員 2名+正副議長  
(経福委員長)

経福 委員長+副委員長+議運委員長+議員 2名+正副議長  
(総教委員長)

案③ 8名 総教 委員長+副委員長+議運委員長+議員 2名+議長  
経福 委員長+副委員長+議運委員長+議員 2名+副議長

- 現規定で、委員外議員の出席を認め対応してきた経緯から、病欠、急用等で過半数割れを気にしながらの開催、委員外議員の多様な発言も多くみられること等から、1 常任委員会とすべきと考えておりましたが、所管調査事件数の状況から委員長の対応が過重になると想定されるので、2 常任委員会を継続し、正副議長の対応は、職責での出席とし他の議員は、両委員会に所属する方向で検討してみてはどうか。（その他）【溝部議長】
- 現状でも今までの議員定数も決まっていない。（その他）【杉村議員】

## (2) 議会倫理条例の改正

回答者数	選択肢
5名	改正する必要はない
3名	改正が必要
1名	その他

### 意見

- ・ 現状に於いて、特に改正する必要性は感じられない。（必要なし）【平沼議員】
- ・ 現時点では必要ないと思う。議運の反省会ではほとんどナシ。（必要なし）【平野副議長】
- ・ 特に理由なし（必要なし）【杉村議員】
- ・ 今までも何も問題ないので、このままでよい。（必要なし）【佐藤議員】
- ・ 現状に問題がない為。（必要なし）【小鹿議員】
- ・ 議員の扱い手によりそう（あゆみよる）形で進めてもらいたい。（必要あり）【藤山議員】
- ・ ハラスメント条例との整合性をとって。（必要あり）【熊野議員】
- ・ 3.で記載したように、ハラスメント条項を加えて、整理し改正すべきと考えます。（必要あり）【溝部議長】
- ・ 不当要求行為が廃止され政治倫理条例となっている。  
職員に対する不当要求やパワハラなどで政治倫理審査会などが開催されている例は他の市町村である。議会倫理条例にハラスメントの項目を追加しているところがある。別府市を例にすればあらためてハラスメント条例を作る必要もないのではないか。仮に政治倫理審査会で悪質という結果となってもどこまで反省するものなのかな。  
(その他)【木村議員】